福井県職員（学芸員:近世史）募集案内

1 採用職種、採用予定人員等

（1） 採用職種　　学芸員（近世史）

（2） 採用予定人員　1名

（3） 採用予定日　　令和9年4月1日

（4） 主な職務内容

学芸員（近世史）

近世史を専門分野とする学芸員として、こども歴史文化館等において、調査研究、展示、教育普及、資料収集、情報発信活動などに関する業務に従事

（5） 給　与

① 初任給：259,200 円（令和8年4月現在。大学卒業者で研究職給料表適用の場合。）

なお、職歴などがある人については、上記初任給の額に一定の基準で算出された額が加算される場合があります。

② 諸手当：地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

2 受験資格

（1）生年月日　昭和57年4月2日以降に生まれた者

（2）資格内容　学芸員資格を有する者または令和9年3月31日までに取得見込みの者

（3）欠格事項　次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

② 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 受験資格

次の①、②のいずれにも該当する者

① 学校教育法による大学（短期大学を除く）または大学院で、近世史に関連する専門課程を卒業（修了）した者または令和9年3月31 日までに卒業（修了）見込みの者で、近世の歴史に関する研究実績等がある者

② 学芸員資格を有する者または令和9年3月31日までに取得見込みの者

4 選考方法

（1）第1次試験

教養試験	公務員として必要な一般的知識および知能について、択一式による筆記試験を行います。［150分］
専門試験	職務の遂行に必要な学識、応用能力、判断力および理解力について、記述式による筆記試験を行います。［60分］

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し、次の試験を行います。

適性検査	受験者の性格特性や公務員として職務遂行上必要な素質および適性をみるために検査を行います。 ※インターネットで事前に受検します。(自宅のパソコン等から受検)
書類審査	第1次試験合格者から提出された書類による審査を行います。
口述試験	受験者の人柄、性格、職務遂行能力等について、個別面接を行います。

(3) 第3次試験

第2次試験合格者に対し、福井県人事委員会による面接を行います。

5 試験の日時および場所等

区 分	試験日時	場　　所
第1次 試 験	令和8年11月29日(日) 9:40～14:30 (受付 9:15～)	福井県福井市下六条町14−1 福井県生活学習館 電話 0776−41−4200
	[注意事項]・当日は、9時30分までに会場にお越しください。 ・運転免許証等身分を証明するものを受付で提示してください。 ・筆記用具を持参してください(HB または B の鉛筆、消しゴム)。	
第2次 試 験	令和8年12月中旬～下旬 (予定)	(詳細については、第1次試験合格者にメールと郵便で通知します)
第3次 試 験	令和9年1月上旬～中旬(予定)	(詳細については、第2次試験合格者にメールと郵便で通知します)

6 合格発表

区分	期　日	方　　法
第1次 試 験	令和8年12月上旬 (予定)	合格者の受験番号を福井県のホームページに掲載するほか、第1次試験受験者全員に合否をメールと郵便で通知します。
第2次 試 験	令和8年12月下旬～ 1月上旬(予定)	合格者の受験番号を福井県のホームページに掲載するほか、第2次試験受験者全員に合否をメールと郵便で通知します。
第3次 試 験	令和9年1月下旬(予定)	合格者の受験番号を福井県のホームページに掲載するほか、第3次試験受験者全員に合否をメールと郵便で通知します。

7 提出書類

(1) 就職願書(所定の様式を使用のこと)　　1部

(2) 論文等の業績目録(別紙1)、研究論文(別刷またはコピーで5編以内)

無い場合は専門分野に関する研究内容や考え方を2,000字以内でまとめたもの

なお、研究・活動実績がある場合はその研究・活動概要（別紙2）　　1部

※就職願書、業績目録（別紙1）、研究・活動概要（別紙2）は、福井県教育庁生涯学習・文化財課（県庁11階）で配布します。

※福井県生涯学習・文化財課ホームページに掲載した様式をダウンロードして、A4判の白紙に黒色で印刷したものを使用しても結構です。

（https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/syoubun/index.html）

（3）大学卒業証明書または大学院修了証明書（在学中の者は在学証明書）　1部

・卒業（修了）証書の写しは不可

（4）成績証明書（大学学部以上すべて）　1部

（5）学芸員資格を取得していることを証する書類の写しまたは取得見込み証明書　1部

※提出書類に不備がある場合は、受験できません。

※受験の際に提出された書類は、一切返却しません。

8 受付期間および受付時間

（1）受付期間　令和8年10月30日（金）から令和8年11月20日（金）まで（必着）

（2）受付時間　午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土・日曜日および祝日は除く。)

※郵送の場合は、封筒の表に「学芸員（近世史）募集申込」と朱書きの上、必ず書留郵便にしてください。

※令和8年11月20日（金）までに必着のものに限り受け付けます。（令和8年11月16日（月）以降に郵送する場合は、必ず速達書留にしてください。）

※受付期間終了後、受験番号を記載した通知を送付します。なお、11月25日（水）までに通知が届かない場合には、お問い合わせください。

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

（1）開示の内容等

口頭で開示を請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者本人	総合得点および順位	合格発表の日から1か月間	福井市大手3丁目17−1 福井県教育庁生涯学習・文化財課 （福井県庁11階）

（2）開示請求の手続き

開示請求する場合は、以下のいずれかの書類を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人（代理人は認めません。）が、直接教育庁生涯学習・文化財課へお越しください。（ただし、土・日曜日および祝日は受付しておりません。）

①運転免許証

②日本国旅券（パスポート）

③個人番号カード

④学生証

⑤各種健康保険の資格確認書

⑥各種年金手帳等

10 その他

(1) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、こどもと接する業務に従事する場合は、任命権者による特定性犯罪の前科の有無についての確認(犯罪事実確認)が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任命権者による採用手続きの過程において、書面等により特定性犯罪の前科の有無を確認する場合があります。この結果、特定性犯罪の前科が確認された場合は、こどもと接する業務に従事させない等の措置を講じます。

(2) この試験は、国家公務員、教育公務員、他の都道府県・市町村等に勤務する地方公務員の採用試験ではありませんから、注意してください。

(3) 障がいのある方で、受験において何らかの配慮を希望される場合は、申込時にその旨をお知らせください。ただし、内容によってはお答えできないことがあります。

11 受験申込みおよび問合せ先

福井県教育庁生涯学習・文化財課(県庁11階)
〒910−8580 福井市大手3丁目17−1
電話 0776−20−0556(直通)

災害の発生等やむを得ない事情により、急遽、試験日程や会場等を変更する場合があります。その場合、緊急連絡事項をお知らせする場合がありますので、必ず事前に福井県生涯学習・文化財課ホームページをご確認ください。